

第 55 期第 9 回
熊本地方最低賃金審議会
(令和 7 年度第 9 回)

期 日 令和 8 年 3 月 10 日 (火)

場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階会議室

会 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正に係る関係労使の申出の意向表明について
- (2) 令和8年度第55期熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れについて
- (3) 事業場実地視察について
- (4) その他

3 閉 会

資 料 目 次

資料 1-1 U Aゼンセン熊本県支部からの意向表明文

資料 1-2 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会熊本地方協議会からの意向表明文

資料 1-3 自動車総連熊本地方協議会からの意向表明文

資料 2 令和8年度熊本県特定（産業別）最低賃金申出書に関する定量的要件について

資料 3 令和8年度第55期熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れについて

資料 4 建議書と取組事項

参考資料

「第72回中央最低賃金審議会」の資料

- ・議事次第 資料一覧
- ・資料 No.1 中央最低賃金審議会運営規程
- ・資料 No.2 中央最低賃金審議会委員名簿
- ・資料 No.3 目安制度の在り方に関する検討の進め方について（案）
- ・参考資料 No.1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承)

「第1回目安制度の在り方に関する全員協議会」の資料

- ・資料 No.1 目安制度の在り方に関する全員協議会の今後の進め方（案）
- ・資料 No.2 最低賃金について
- ・資料 No.3 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）

令和8年2月20日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 UAゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継
住 所 熊本市中央区九品寺1丁目17-9
電話番号 096-285-9207

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和8年6月30日（火）まで

以 上



令和8年2月18日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会
議長 小材 和博
住 所 熊本市南区八幡1丁目1番1号
電話番号 096-357-6125

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めることとしている。
- 3 申出の時期
令和8年6月30日（火）まで

以 上



令和8年2月4日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

氏 名 自動車総連熊本地方協議会
議長 加藤 智志
住 所 熊本県菊池郡大津町平川1500
電話番号 096-293-5115

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金改正の件名
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 2 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めていることとしている。
- 3 申出の時期
令和8年6月30日（火）まで

以上



令和 8 年度 熊本県特定（産業別）最低賃金申出書に関する定量的要件について

業種	産業分類	適用 事業場数	①	②
			事業所統計調査 の最新の結果に 基づく当該最低 賃金の適用労働 者数 (人)	申出必要 労働者数 (①の1/3) (人)
百貨店、総合 スーパー	I 5 6 1	40	6,053	2,018
電子部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器具 製造業	E 2 8 E 2 9 E 3 0	176	14,196	4,732
自動車・同附 属品製造業、 船舶製造・修 理業、船用機 関製造業	E 3 1 1 E 3 1 3	125	9,533	3,178

現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について(抜粋)
(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

新産業別最低賃金の運用方針

- 1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について
 - (1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等
 - ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。
 - (イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。

令和8年度第55期熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れ

地賃 特賃	7月上旬	第10回(1回)本 審	会長の選出、 熊本県最低賃金改正の諮問、事業場実地視察 専門部会委員の推薦公示、関係労使からの意見聴取公示 特賃改正の申出要件 ほか
	7月中旬～下旬	事業場実地視察(予定)	会社の概要、事業主との意見交換 労働者代表との意見交換 ほか
	7月下旬	第11回(2回)本 審	令和8年度地域別最低賃金改定の目安について(伝達) 関係機関からの意見聴取、特賃改正の申出 特賃改正の必要性の有無の諮問、運営小委員会 ほか
	8月上旬	第1回 地域別専門部会	部会長、部会長代理の選出 関係労働者及び関係使用者等の意見聴取 基礎調査結果、足下の経済情勢等 ほか
		第2回～ 地域別専門部会	基本的見解の表明(第2回) 金額審議
	未定	第12回(3回)本 審	熊本県最低賃金改正の答申(報告)
	未定	第13回(4回)本 審 (異議審)	熊本県最低賃金改正の異議申出に対する諮問 審議及び答申 ほか
	9月中旬	第1回 運営小委員会	特定最賃改正決定の必要性有無の審議
	9月中旬	第14回(5回)本 審	特定最低賃金改正の必要性有無の報告及び答申 特定最低賃金改正決定の諮問 ほか
	9月下旬～10月上旬	第1回 特定最賃専門部会 (輸送機械)	部会長、部会長代理の選出 基本的見解の表明・金額審議 ほか
		第1回 特定最賃専門部会 (電気機械)	部会長、部会長代理の選出 基本的見解の表明・金額審議 ほか
		第1回 特定最賃専門部会 (百貨店)	部会長、部会長代理の選出 基本的見解の表明・金額審議 ほか
	10月上旬	第2回 特定最賃専門部会 (輸送機械)	金額審議
		第2回 特定最賃専門部会 (電気機械)	金額審議
		第2回 特定最賃専門部会 (百貨店)	金額審議
	10月中旬	第3回 特定最賃専門部会 (輸送機械)	金額審議 報告(第6条第5項適用の場合)
		第3回 特定最賃専門部会 (電気機械)	金額審議 報告(第6条第5項適用の場合)
		第3回 特定最賃専門部会 (百貨店)	金額審議 報告(第6条第5項適用の場合)
	10月中旬～10月下旬	第15回(6回)本 審	特定最賃専門部会報告、改正答申
	10月下旬～11月上旬	第16回(7回)本 審 (異議審)	特定最低賃金改正の異議申出に対する諮問、答申
	3月上旬～中旬	第17回(8回)本 審	特定最賃改正申出の意向表明(確認) 令和9年度熊本地方最低賃金審議会の大まかな審議の流れ

熊 賃 審 発 第 18 号
令和 7 年 9 月 22 日

熊 本 労 働 局 長
金 谷 雅 也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会 長 倉 田 賀 世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和 7 年 9 月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT 補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。
- (3) 上記 (2) を踏まえ、熊本県版の「令和 7 年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 価格転嫁対策等について

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について

周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。

- (2) 県内 16 団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
- (3) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かれがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。
- (4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に 1 回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

以上

具体的な取組事項

- ①価格転嫁の円滑化に関する協定団体による意見交換会で支援パッケージを説明（9月25日）
- ②熊本県内の自治体、経済団体、労働団体等約860団体への周知依頼（10月3日から順次発送）（資料1）、10月2日、官報公示後、プレスリリースをするとともに局ホームページに掲載した。（資料2）併せて労働局内の掲示板、デジタルサイネージによる掲示を行った。（資料3）
- ③10月6日、熊本県主催の「くまもとで働こう」推進本部会議（本部長：熊本県知事）において、拡充された業務改善助成金の説明や相談窓口、当局版賃金引上げ支援施策パッケージの周知を行うほか、ハローワークでの人手不足分野の人材確保の取組、UIJターンの取組、くるみん、えるぼし等の多様な人材活躍の促進について、県知事、副知事、各部局長と業務の意見交換を行った。（資料4）
- ④建議において、生産性向上等事業者支援について、局が行うのみならず、地方公共団体においても支援の充実が図られること。また、価格転嫁対策については、地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく基本方針に沿って、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金の支払義務を履行できるよう配慮すること。指定管理者制度など複数年にわたる契約についても、年に1回以上協議を行うよう働きかけを要望されたことから、局長以下、審議会会長を含め6名で（10月15日）に熊本県知事に対して直接要請し、広く報道された。熊本市長に対しても、（10月28日）、協力依頼を行い報道され、広く認知された。いずれも、協力依頼前にプレスリリースを行っている。（資料5）
- ⑤県職員への最低賃金制度及び支援策の周知並びに打合せ（熊本県職員13名）（10月22日）
- ⑥10月31日、局長定例記者会見において、中小企業等が継続的に賃上げできる環境整備を図るため、労働局の支援策のみならず、国・熊本県の支援策、労務費の適正な価格転嫁のための価格交渉に関する指針、相談窓口をパッケージにまとめた改訂した当局版「賃金引上げ支援施策パッケージ」を発表し、局ホームページに掲載するとともに、審議会委員、局内署所に情報提供した。併せて、名刺の裏にQRコードを付して各署に情報提供し、支援パッケージ及び業務改善助成金の周知を図った。（資料6）
- ⑦特定最低賃金改正の答申のプレスリリース（10月30日）
- ⑧局署一斉周知（12月8日）のプレスリリース及び関係労使団体への協力依頼（11月12日）
- ⑨特定最低賃金改正の官報公示及び改正のプレスリリース（12月1日）（資料7）
- ⑩局署一斉周知（12月8日）、局：熊本駅前（報道あり）、署：商業施設、市役所

(資料 8)

⑪ラジオ番組での周知 (12 月 19 日、RKK ラジオ)

⑫特定最低賃金改正の周知及び広報依頼 (経済・労働者団体、自治体など約 1,200 件)

(資料 9)

⑬最低賃金に関する国・県の支援策説明会 (12 月 1 日) での支援施策パッケージの説明、参加者 165 名

⑭令和 7 年度派遣と請負セミナー (12 月 3 日) での支援施策パッケージの説明、参加者 255 名

⑮賃金引上げ応援助成金活用説明会 (12 月 10 日) での支援施策パッケージの説明、阿蘇市内牧 (報道あり)、参加者 60 名

⑯地方自治体への協力依頼 (生産性向上、価格転嫁対策等) 熊本市を除く県内市町村 (12 月 17 日)

⑰価格転嫁対策等の推進に係る協力依頼 (資料 10)

九州経済産業局 (12 月 17 日)、公正取引委員会九州事務総局 (12 月 17 日)

⑱低賃金に関する国・県の支援策説明会 (12 月 24 日) での支援施策パッケージの説明、12 月 1 日のやり直し、参加者 130 名

⑲「最低賃金をテーマにした芸術作品」の受贈式 (1 月 13 日) (資料 11)

人吉署所が、球磨工業高校、人吉高校の生徒からそれぞれポスター、毛筆書を受贈

⑳令和 7 年度働き方改革推進熊本地方協議会 (地方版政労使会議) の開催 (1 月 15 日)
地方版政労使会議において、局長が賃金引上げに向けた取組を発表 (資料 12)

㉑市町村の広報誌、ホームページでの掲載状況: 45 自治体 (全自治体で掲載確認済み。1 月末日現在)

㉒熊本県中小企業家同友会の機関誌熊本羅針 2 月号に局長が賃金引上げ支援施策について寄稿。(2 月号 2 月 1 日掲載) (資料 12)

㉓熊本県が県内 4 地域において開催する最低賃金に係る国・県の支援策説明会において、労働局の実施する支援策を説明する。(3 月 2 日～同月 12 日) (資料 13)

㉔最低賃金周知用のクリアファイルを作成し、関係機関に周知を図る。(3 月 10 日)

以上

周知広報依頼

【本省リーフレット到着後の周知広報】

資料 1

県、市町村、使用者団体、労働団体、社労士会、税理士会、民間職業紹介所、大学・高校等の教育機関、派遣元事業主、減額特例許可事業場、報道機関、業種別影響率の高い業種団体、局内関係部署等合計860機関へ発送

各機関の広報誌・HPへの掲載を依頼するとともに、金額及び業務改善助成金のQRコードを付したミニカレンダーを現在発注している。

県労発 1003 第 1 号
令和 7 年 10 月 3 日

各 位

熊 本 県 労 働 局 長

熊本県最低賃金の改定に係る周知広報について（県庁方面）

至事より熊本労働局の行政情報につきまして、格別の取扱い、御協力をお願い申し上げます。

さて、熊本県最低賃金につきましては、令和 8 年 1 月 1 日から **時給 1,034 円**（90 分）から 10 月引上げで改定されることとなりました。最低賃金を遵守していただくことは、当該最低賃金を最低かつ適正とする事業主及び労働者に周知することが重要で、つきましては、この趣旨を御理解いただき、下記事項について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業（働き方改革推進支援センター）事業及び「業務改善助成金」を実施しており、同センターでは、「業務改善助成金」の申請受付をサポートしております。これらの取組につきましても、御協力をお願いします。

なお、熊本労働局ホームページに、賃金引上げ情報ページを開設し、熊本県より支援拠点をはなめとした掲載情報へのリンクを、賃金引上げのために参考となる情報を掲載しておりますので活用ください。

記

1 広報誌（紙）等への掲載依頼
 県庁の広報誌（紙）、ホームページ等に、裏面採用文案を参照の上、周知広報をお願いします。
 また、報道機関、報道番組に広報をお持ちの場合は、広報内容を入れていただくようお願いいたします。

2 ポスターの郵送及びリーフレットの配布
 別紙お送りする広報誌がポスターを兼ねていた点とともに、窓口でのリーフレットの配布をお願いします。

3 教育機関への周知
 教育機関の広報誌等に対して、周知広報への協力をお願いします。

4 委託委託の民間企業等への周知
 県庁の委託に熊本県労働局の改定によることから、民間企業への委託業務等において最低賃金を遵守していただくことなど、委託の際にも特約記載をお願いします。

広報誌（紙）への掲載につきましては、改定日の 1 月 1 日以前に合わせた機会には、改定、改定前による掲載でも構いませんので、掲載をお願いします。

（担当部署）
 〒960-8514 熊本県西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 棟 9F
 熊本労働局労働政策課
 電話 096-953-0202 FAX 096-953-0201

- 1-1 最低賃金広報用文案（1月1日以前掲載の場合です。）
- 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**
 熊本県最低賃金が改定されました。
時給 1,034 円（令和 8 年 1 月 1 日から）
 この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。
 詳しくお用の方は、熊本労働局労働政策課（096-953-0202）
 又は各市の労働政策推進室におねわください。
- 1-2 最低賃金広報用文案（1月1日以後掲載の場合です。）
- 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**
 熊本県最低賃金が改定されました。
時給 1,034 円（令和 8 年 1 月 1 日から）
 この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。
 詳しくお用の方は、熊本労働局労働政策課（096-953-0202）
 又は各市の労働政策推進室におねわください。
- 2 中小企業支援事業広報用文案
- 業務改善助成金ののご案内
 事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。
 助成対象の事業場は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時給・時間換算額）が 90 円から 1,034 円未満の中小企業・小規模事業者です。
 助成率については、事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場は 6 分の 4、事業場内最低賃金が 1,000 円以上の事業場は 4 分の 3 です（引上げ額のコス区分により助成額に上限があります）。
 詳細については、熊本労働局ホームページの業務改善助成金専用ページをご覧ください。
【お問い合わせ先】
 一般的なご相談：業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440
 高度なご相談：熊本県地方政策推進支援センター TEL：0120-041-124
【特約先】
 熊本労働局雇用開発・均等室 業務改善助成金担当
 〒960-8514 熊本県西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 棟 9 階
- 熊本働き方改革推進支援センターのご案内
 熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働契約書の活用など「働き方改革」に關する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に關する各種お問い合わせ、申請支援等にも対応しております。
 熊本働き方改革推進支援センター
 〒960-0041 熊本県中央区藤工町 4-30-1 藤ビル 5 階 TEL：0120-041-124

ちゃんとチェック！

最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

熊本県 最低賃金

令和 8 年 1 月 1 日 時給額 **1,034 円** ^{82円UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金

賃金引上げ情報ページ

業務改善助成金

厚生労働省

働く人も、雇う人も。必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、労働者・学生などの働き手の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金⁽¹⁾と勤務種の修正済みの最低賃金⁽²⁾（時換算）を比較表に記入して、比較してみましょう⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

最低賃金額との比較方法

A 時間給の方 $\frac{最低賃金}{時間} \geq 時給$

B 日給の方 $最低賃金 \times 時間 \geq 日給$

C 月給の方 $最低賃金 \times 時間 \times 月数 \geq 月給$

D 上記 A、B、C が 満たさなければならない

業務改善助成金 中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう！

業務改善助成金とは？

賃金引上げに伴う設備投資等の費用の一部を助成する制度です。

助成対象の事業場は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時給・時間換算額）が 90 円から 1,034 円未満の中小企業・小規模事業者です。

助成率については、事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場は 6 分の 4、事業場内最低賃金が 1,000 円以上の事業場は 4 分の 3 です（引上げ額のコス区分により助成額に上限があります）。

詳細については、熊本労働局ホームページの業務改善助成金専用ページをご覧ください。

助成金の申請方法

1 申請書作成
2 申請書提出
3 審査
4 補助金交付

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を 3%以上引上げる場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金（一般型）

最低賃金引上げで働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を 2/3 に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本誌は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者向けに、厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他の施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

厚生労働省 経済産業省 中小企業庁

異議審後のプレスリリース

●異議審後の改正状況を報道機関にプレスリリース

報道機関各社にプレスリリース

厚生労働省 熊本労働局 **Press Release**

報道機関各位

令和7年9月22日

【附会先】
熊本地方最低賃金審議会事務局
(熊本労働局労働基準部賃金室)
賃金室長 清水 公雄
賃金指導官 佐藤真一郎
(電話) 096-355-3202

第13回熊本地方最低賃金審議会の審議結果について
～異議の申出について審議、また熊本労働局長に対して建議～
～熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(語問)～

令和7年9月22日(月)に開催されました第6回熊本地方最低賃金審議会において、令和7年9月4日付け熊本労働局公示第3号「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」により提出された異議の申出について審議(以下「異議審議」)を行うとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に関する建議(以下「建議」)を行いました。

1 異議審議
熊本労働局長からの訪問に基づき審議の結果、「令和7年9月4日付け「熊本県最低賃金の改正決定について(答申)」どおり決定することが適当である。」「(別紙1)と答申されました。この答申を踏まえ、熊本労働局長は、令和8年1月1日からの効力発生に向けて、速やかに改正決定を行い、その決定事項を官報に掲載して公示(令和7年10月2日の予定)します。官報公示後、熊本労働局では、県内の労使等に対して広く周知広報を行ってまいります。

2 建議
中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について熊本労働局長に対して建議(別紙2)が行われました。この建議を踏まえ、熊本労働局では、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、生産性向上の支援や協働転換対策等の取組を推進してまいります。

3 熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(語問)
熊本労働局長は二つの産業にかかる特定(産業別)最低賃金の改正決定について、熊本地方最低賃金審議会に対して語問(別紙3)を行いました。
(語問した特定(産業別)最低賃金)
○熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
現行：996円
○熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
現行：1,019円

別紙1

熊貨審発第16号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 晋也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賢世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和7年9月22日直轄から、令和7年9月4日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する関係労働者団体及び関係使用者団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年9月4日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙2

熊貨審発第18号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 晋也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賢世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について(建議)

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるような一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。
このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について
(1) 可能な限り多くの中小企業に、政府の掲げる生産性向上の支援策や経済支援策を活用できるように、引き続き周知広報の徹底を図ること。
(2) 令和7年9月から拡充された「業務改善助成金」並びに「のれんづくり補助金」、「IT補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知の徹底を図ること。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを有効に活用できるように、関係行政機関との連携を推進すること。
(3) 上記(2)を踏まえ、熊本県独自の「令和7年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改正を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
(4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 協働転換対策等について
(1) 令和8年1月1日から施行予定の「中小企業取引適正化法(下請法改正)」について

別紙3

熊貨発第 0922 第3号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 晋也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賢世 殿

最低賃金の改正決定について(語問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号)

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金(平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号)

報道機関各社へ周知



Press Release

令和7年10月9日
【照会先】
熊本労働局労働基準部資金室
資金室長 清水 公雄
室長補佐 佐藤賢一郎
(電話) 096-355-3202

報道関係者 各位

【取材依頼】

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について

～ 金谷熊本労働局長が木村熊本県知事に直接協力を依頼します ～

熊本地方最低賃金審議会による、本年度の「熊本県最低賃金」の改正に関する調査審議においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備についても検討が行われ、令和7年9月22日に熊本労働局長あて別添のとおり「建議」が行われました。

このため、熊本労働局長が熊本地方最低賃金審議会長とともに、木村熊本県知事に対して、以下のとおり直接協力を依頼します。

協力を依頼する事項は、別添「建議」の記1(4)及び記2(2)(4)に付いてです。

- 開催日時 令和7年10月15日(水) 13時30分～(20分程度)
開催場所 熊本県防災センター(熊本県庁敷地内) 3F 312会議室
出席者 熊本県 木村県知事ほか5名
熊本労働局 金谷労働局長ほか4名
熊本地方最低賃金審議会 倉田会長

※ 取材いただける場合は、別紙によりご連絡をお願いします。

(案)

熊本労働局 第 号
令和7年10月 日

熊本県知事
木村 敬 啟

熊本労働局長
金谷 雅也

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について(協力依頼)

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会(会長 倉田 賢世)において、「新しい熊本県最低賃金のデザイン及び労務管理2025改訂版(令和7年4月13日閣議決定)」及び「賃上げ推進法改正と改定の基本方針2025(同日閣議決定)」に配慮しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額(熊本県の場合は64円の引上げ)を参考に、最低賃金法9条第2項による9要素a)を総合的に勘案しながら慎重かつ丁寧な調査審議が行われた結果、令和7年9月4日、現行の期間額 802 円から 82 円引上げが期間額 884 円、夜間引上については令和8年1月1日とする事が適当である等の答申がなされました。

※1 a要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金の支払能力
このため、上記の答申を踏まえ、本局は熊本県最低賃金を期間額 884 円に改定することを決定し、10月2日に官報公示を行いました。現在本年1月1日の発効に向けて広く周知を行っているところであります。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和7年10月3日付「熊労基第1003第1号」熊本県最低賃金の改正に係る周知函について」で依頼させていただきました。

令和7年度の熊本県最低賃金の改正期以上のとおりです。本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「最低賃金を引き上げたいためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるより一層の環境整備が必要であること」については全委員が共通の認識でした。

このため、令和7年9月22日に、熊本地方最低賃金審議会から4機関に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところであります。

※1 参照)
熊本労働局につきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、御理解・御協力を、「年収の壁」への支援など一層取り進めていくこととしております。

一方、本建議では、※1(1)生産性向上等の支援について(4)において「熊本県においても政府が示す交付金等と並行して賃上げ支援の必要な地区があるものとする。働きかたを行うこと。」及び(2)「賃上げ促進法」について(2)において、「県内各労働団体で構築されている「賃上げ促進法」に関する協定」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。」(4)において、「県内の地方公共団体が行う契約において、官公営施設に基く「令和7年度中小企業者に対する国等の契約基本方針(令和7年4月22日閣議決定)」に沿って、最低賃金引上げ分の内訳を賃上げ促進法に定めるための助成金額を決定するなど、交付金が労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行するよう促進すること」について働きかたを行うこと。また、複数年度にわたる物件及び投資の契約についても、賃上げからの引上げなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかたを行うこと。」という内容も盛り込まれております。

つきましては、貴局にはお任せして、現在4つの生産性向上等の支援策を実施していることと併せて、御検討申し上げます。政府が示す交付金等を活用するなど支援策の更なる充実を継続していただきますようお願いいたします。

なお、賃上げ促進法に基づきまして、令和8年12月19日、貴局と当用合の間の16 機関・団体で締結された「賃上げ促進法」に関する協定」に基づき、引き続き取組の推進をお願いするとともに、県が行う契約においても、官公営施設に基く契約の基本方針に沿った最低賃金額の決定に伴う契約金額の見直しの実施及び複数年度にわたる契約についても、年1回以上の協議の実施について報告の機会を行っていただきますようお願い申し上げます。

本建議の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

別添1

熊労審発第19号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賢世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について(建議)

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県内での県庁、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第15条の規定に基づき建議する。

- 1 生産性向上等の支援について
(1) 賃上げ促進法で定める県内の協定、政府の掲げる生産性向上等の支援策や就業支援策を活用できるよう、引き続き御協力の推進を図ること。
(2) 令和7年9月から発効された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT補助金」及び「働きかた補助金」が十分に活用されるよう周知徹底を徹底すること。併せて、最低賃金引き上げの基礎をより強く支える中小企業・小規模事業者が、これらの取組に活用できるように、県庁の紹介や相談の体制整備を推進すること。
(3) 上記(2)を踏まえ、熊本県内の「令和7年度 賃上げ引上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
(4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の地方団体に於いても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかたを行うこと。

- 2 賃上げ促進法等について
(1) 令和8年1月1日から施行予定の「中小規模取引公正法(下請法改正)」について

周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対応を速やかに実施すること。

- (2) 県内16 団体で締結されている「賃上げ促進法」に関する協定」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
(3) 官公営施設における契約等を含むの取組の推進、取引促進法の推進を促し、とりわけ、弱い立場に置かれる中小企業・小規模事業者が契約の機会を得られること。
(4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公営施設に基く「令和7年度中小企業者に対する国等の契約基本方針(令和7年4月22日閣議決定)」に沿って、最低賃金引上げ分の内訳を賃上げ促進法に定めるための助成金額を決定するなど、交付金が労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行するよう促進すること。
また、複数年度にわたる物件及び投資の契約についても、賃上げからの引上げなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかたを行うこと。

- 3 「年収の壁」への支援について
社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援策(パッケージ)(キャリアアップ助成金(社会保険関係)同時対応策)コース」や「県民生活者労働時間延長支援コース」、社会保険関係の賃上げ支援、事業上の対応による就業促進策の活用を図ること。

以上

熊本県知事要請

【熊本地方最低賃金審議会会長と合同で県知事へ要請】

資料 5 - 2



熊本県内で過去最大82円の引き上げ 最低賃金1034円へ熊本労働局長などが木村知事へ要望

熊労発基 1015 第1号
令和7年10月15日

熊本県知事
木村 敬 敏

熊本労働局長
金 谷 雅 也

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田 賢世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」及び「経済財政政策と改革の基本方針2025（同日閣議決定）」に配慮しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安額（熊本県の場合：64円の引上げ）を参考に、最低賃金法9条第2項による3要素^{※1}を総合的に勘案しながら慎重かつ真摯な審議が行われた結果、令和7年9月4日、現行の時間額 962円から 82円引上げた時間額 1,034円、発効日については令和8年1月1日とすることが適当である旨の答申がなされました。

※1 3要素・・・①労働者の生活費、②労働者の賃金、③通常の事業の資金支払能力
このため、上記の答申を踏まえ、本職は熊本県最低賃金を時間額 1,034円に改正することを決定し、10月2日に官報公示を行い、現在来年1月1日の発効に向けて広く周知を行っているところです。

※2 改正最低賃金額等の周知につきましては、令和7年10月3日付け熊労発基 1003 第1号「熊本県最低賃金の改訂に係る周知依頼について」で依頼させていただいております。

令和7年度の熊本県最低賃金の改正等以上に上りですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査建議で「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるような一層の環境整備が必要であること」については金委員が共通の認識でした。

このため、令和7年9月22日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです^{※3}

※3 参考）

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、年収の壁への支援などに一層取り組んでいくこととしております。

一方、本建議では、記の1（生産性向上等の支援について）の（4）において「熊本県においても政府が示す交付金を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるよう、働きかけを行うこと。」並びに記の2（価格転嫁対策等について）の（2）において「県内16団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づき引継ぎを引き続き連携して行うこと。」及び（4）において「県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づき「令和7年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」（別添2参照）に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を促すため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴県におかれましては、現在4つの生産性向上等の支援策を実施していただいているところですが、政府が示す交付金を活用するなど支援策の更なる充実をご検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、価格転嫁対策につきましては、令和5年12月19日、貴県と当局も含め関係の16 機関・団体で締結された「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づき、引き継ぎ取組の推進をお願いするとともに、県が行う契約においても、官公需法に基づく契約の基本方針に沿った最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しの実施及び複数年度にわたる契約についても、年1回以上の協議の実施について貴局の協力を仰ぎたいと考えております。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

熊本市長への要請

【熊本地方最低賃金審議会会長と合同で熊本市長へ要請】



熊本労働局 **Press Release**

令和7年10月20日

報道関係者 各位

【取材依頼】

中小企業・小規模事業者が継続的に真上げできる環境整備について
～ 金谷熊本労働局長が大西熊本市長と直接協力を依頼します ～

熊本地方最低賃金審議会による、本年度の「熊本県最低賃金」の改正に関する調査審議においては、中小企業・小規模事業者が継続的に真上げできる環境整備についても検討が行われ、令和7年9月22日に熊本労働局長と大西市長との間で「建議」が行われました。

このため、熊本労働局長が熊本地方最低賃金審議会会長とともに、大西市長に対して、以下のとおり直接協力を依頼します。

協力を依頼する事項は、別添「建議」の記1（4）及び記2（4）についてです。

・開催日時 令和7年10月28日（火） 9時30分～（20分程度）
・開催場所 熊本市役所 庁議室 5階
・出席者 熊本労働局長 大西市長
熊本労働局 金谷労働局長が4名
熊本地方最低賃金審議会 齊田会長

※ 取扱い及び受領日は、別紙によりご連絡をお願いします。

事前周知



要請文書

熊本市長 大西 一史 殿

熊本労働局長 金谷 雅也

中小企業・小規模事業者が継続的に真上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の「熊本県最低賃金」の改正につきましては、熊本地方最低賃金審議会（会長 倉田 賀世）において、「新しい資本主義のグランドデザイン」及び「持続可能な社会（令和7年6月13日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）」に配慮しつつ、中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合、84円の引き上げを参考に、最低賃金引上げ率を1.5%程度を参考に引き上げ率を0.5%程度から0.7%程度の新案審議が行われ、令和7年9月4日、現行の時間額 662円から 82円引上げが時間額 1,034円、短時間については令和8年1月1日とすることが適当である旨の審議がなされました。

※1 3歳未満・・・①労働者の小児、②労働者の病児、③労働者の傷病児を労務協力
このため、上記の労務を踏まえ、本職が熊本最低賃金を時間額 1,034円に改正することを決定し、10月2日に官報公表を行い、現在来年1月1日の発効に向けて広く周知を行っていることとさせていただきます。

※2 改正最低賃金審議会の開催につきましては、令和7年9月3日付行政機関 100 第1号「熊本県最低賃金の改定に係る周知通知書」にて「依頼させていただきます。」

令和7年度の熊本最低賃金の改正が2以上のとおりですが、本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に真上げできるような一層の環境整備が必要であること」については金谷局長が明確の建議でした。

このため、令和7年9月22日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に真上げできる環境整備について」の建議が送られたこととさせていただきます。

※1 参照）
熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、産業政策の推進をはじめとする各種助成金、補助金、融資の充実や各種税制の活用による金融支援等の支援、御相談対応、年次報告への充実などにより働き盛りを確保することとしております。

一方、本建議では、第1（3）（経済財向上の支援について）の（4）において「県内の市町村においても地域の発展に資した支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと」と及び第2（経済財政運営等について）の（4）において、「県内の地方公共団体が行う契約においては、官公需に基づく「令和7年度中小企業者に対する買付の削減率基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」（別添2参照）に基づき、最低賃金引上げが所得削減率を引上げるための買付削減率を要するなどの買付削減率に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるように働きかけを行うこと。また、課税年度における特別及び控除の適用についても、県民等からの申請なくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて課税年度の変更を行うことについて働きかけを行うこと」ということも盛り込まれております。

つきましては、貴府におかれましては、建議の要請に応じた支援策が講じられますようご検討いただきますようお願いいたします。
本職の職責を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



特定最低賃金のプレスリリース

●官報公示後の改正状況を報道機関にプレスリリース

報道機関各社にプレスリリース

厚生労働省

熊本労働局

Press Release

令和7年12月1日

【照会先】

熊本労働局労働基準部資金室

資金室長 清水 公雄

室長補佐 佐藤真一郎

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
テスツクマン

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正について

熊本労働局長（金谷雅也）は、下記のとおり熊本県特定（産業別）最低賃金に関する改正決定を行い、最低賃金法第19条第1項に基づき、令和7年12月1日に官報公示を行いました。

これにより、発効日は令和8年1月1日となります。（同条第2項）

記

【公示概要】

・熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 1,063円（996円から67円引上げ）

発効日 令和8年1月1日

・熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

最低賃金額 時間額 1,074円（1,019円から55円引上げ）

発効日 令和8年1月1日

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の称名	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,034円	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定（産業別）最低賃金

産業	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063円	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの(※) ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工業者若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、組立、箱詰め又はこんねの業務(これらの業務のうちこれ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074円	令和8年1月1日	
百貨店、総合スーパー	(改正なし 855円) *最低賃金法第19条第1項により、令和8年1月1日からは 1,034円 が適用されます。	(令和4年12月15日) 令和8年1月1日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別)最低賃金適用の対象となります。

注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥職務手当、通勤手当および家族手当

注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

熊本労働局 (R7.12)

熊本駅前周知活動、RKKラジオ

● 報道各社にプレスリリース、その後の報道内容

熊本労働局 Press Release

報道機関各位

令和7年11月12日

【熊本県】
熊本労働局 資金室長
労働基準部 資金室長
資金室長 清水 公雄
室長補佐 佐藤 隆一郎
(電話) 096-355-3202

J R 熊本駅前周知活動
一熊本県最低賃金の改正に係る周知広報について—

令和7年度の熊本県最低賃金につきましては、令和8年1月1日（木）より時間額1,034円に改正されます。

この改正に合わせて、広報周知するため「公-労-産」一体となった周知広報活動を下記のとおり行いますので、取材にお臨みいただき、最低賃金の周知広報にご協力をお願いいたします。

記
開催日時：令和7年12月8日（月）午前7時30分～
開催場所：熊本駅東口前、西口前周辺
活動内容：最低賃金を周知したミニカレンダー、チラシの配布
参加者：熊本労働局職員、最低賃金審議会委員等

【重要事項】 撮影に際し、JR九州熊本駅へ周知周知の提出が必要となります。取材にお臨みいただける報道機関様は「周知書（PDF）」を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。
なお、周知書は活動当日の朝までJR九州熊本駅へ提出いたしますので、11月27日（木）までに提出をお願いします。

※本日で： 熊本労働局労働基準部 資金室
メールアドレス： kuma-saichin@mhk.go.jp



● 配布したミニカレンダー、出演したラジオ放送

熊本県で働くすべての方へ

もうチェックした？
最低賃金
1,034円 時間額

熊本県のこれまでの最低賃金952円から82円アップ↑
【発効日】令和8年1月1日

※産業によって特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含めすべての労働者が対象になります。

熊本労働局労働基準部資金室
TEL 096-355-3202 FAX 096-353-6621

〈中小企業向け〉業務改善助成金
最低賃金引き上げ・生産性向上支援「業務改善助成金」ミニカレンダー TEL0120-366-440

業種	最低賃金
1 日当業	1,034円
2 建設業	1,034円
3 製造業	1,034円
4 卸売業・小売業	1,034円
5 飲食業	1,034円
6 宿泊業・飲食サービス業	1,034円
7 運輸業・郵便業	1,034円
8 情報・通信業	1,034円
9 電気・ガス・熱供給・水道業	1,034円
10 金融業・保険業	1,034円
11 不動産業	1,034円
12 業種別	1,034円

熊本県最低賃金
働く人も、雇う人も、必ず確認、最低賃金！
令和8年1月1日から 時間額 **1,034円**

熊本県特定（産業別）最低賃金

業種	最低賃金
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063円
船舶・汽船運送業、配船運送・修理業、配用運送業	1,074円
百貨店、総合スーパー、食品スーパー、衣類・靴・帽子・小物・玩具・文具・書籍・音楽・映像・ソフト・ゲーム・娯楽用品・その他小売業	1,034円



特定最低賃金の周知広報

経済・労働者団体等約1,200件に通知

別添 1
熊労発基 1217 第 1号
令和 7年 12月 17日

各位
熊本労働局長

熊本県特定（産業別）最低賃金の改正にかかる周知広報について（協力依頼）

平素より熊本労働局の行政推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県の最低賃金につきましては、既に地域別最低賃金が時間額 1,034円に改正され、令和 8年 1月 1日から発効することとなっておりますが、この度、特定（産業別）最低賃金についても「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が時間額 1,063円（996円から 67円引上げ）、「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」が時間額 1,074円（1,019円から 55円引上げ）にそれぞれ改正され、令和 8年 1月 1日から発効いたします。

いずれの最低賃金も労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしており、対象となる事業主及び労働者に周知徹底する必要があると考えております。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、下記事項につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 広報誌（紙）等への掲載依頼
食団体の広報誌並びにホームページ等に、表面広報用文（案）の内容の周知広報をお願いいたします。（熊本労働局ホームページ「最低賃金 1,034円・最低賃金の詳細」>熊本県の最低賃金・最低工賃>熊本県の最低賃金ページの「熊本県最低賃金関連広報記載例」にもデータがございます。）
また、報道機関、報道番組に広報料をお持ちの場合は、広報内容に入れていただきたく併せてお願いいたします。
※広報誌への掲載につきましては、発効日（令和 8年 1月 1日）の直前の月に間に合わない場合は、次報、次々報の掲載でも構いませんので、できる限り早期の掲載をお願いいたします。
- 2 ポスターの掲示及びリーフレットの配布
同封の広報用ポスターを利用者の見やすい箇所へ掲示いただくとともに、窓口でのリーフレットの配布をお願いいたします。

担当部署
熊本労働局労働基準部貸金室
〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-14
熊本地方合同庁舎 A棟 9階
電話：096-355-3202 FAX：096-353-6621

最低賃金広報用分（案）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県特定（産業別）最低賃金が改正されました。

(1)熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
熊本県最低賃金	1,034円	令和8年1月1日

(2)熊本県特定（産業別）最低賃金

産業	時間額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063円	令和8年1月1日
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074円	令和8年1月1日
百貨店、総合スーパー	1,034円※	令和8年1月1日

※ 最低賃金法第 6条第 1項により熊本県最低賃金が適用されます。
特定（産業別）最低賃金には、適用範囲があります。詳しくは、熊本労働局労働基準部貸金室（電話 096-355-3202）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

熊本県最低賃金

働く人も、雇う人も。必ず確認、最低賃金！

令和 8年 1月 1日から 時間額 **1,034円** 円

熊本県特定（産業別）最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 令和 8年 1月 1日から 時間額 1,063円	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 令和 8年 1月 1日から 時間額 1,074円	百貨店、総合スーパー ※最低賃金法第 6条第 1項により 令和 8年 1月 1日から 時間額 1,034円 が適用されます。
---	--	---

最低賃金に関するお問い合わせ
熊本労働局労働基準部貸金室 TEL 096-355-3202
受付は 最寄りの労働基準監督署（朝8～17、365日休・天災・障のハ）

熊本労働局ホームページ
「最低賃金」ページ
「最低賃金の詳細」ページ
「最低賃金の適用範囲」ページ
「最低賃金の適用範囲」ページ
「最低賃金の適用範囲」ページ

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	1,034円	令和8年1月1日	熊本県内のすべての労働者に適用されます。

熊本県特定（産業別）最低賃金

産業	最低賃金額（時間額）	効力発生日	適用除外等
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,063円	令和8年1月1日	次に掲げる者を除きます。 ① 専ら業務又は得意先上の業務に従事する者 ② 接客業務中のもの（注） ③ 接客又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に主として従事する者
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,074円	令和8年1月1日	① 手作業により又は手工器具を用いた少量の労働力を用いて行う清掃、修繕、おしり、洗車、取付け、はんた付け、バリ取り、塗装、検査、塗装、塗装、塗装又はこれら以外の業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	(改正なし 855円) 1,034円	(令和4年12月15日) 令和8年1月1日	① 専ら業務又は得意先上の業務に従事する者 ② 接客業務中のもの（注） ③ 接客又は片付けの業務に主として従事する者

注1 最低賃金は、兼用（兼時・パート）学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。
① 賞与（年功給・業績給）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外労働賃金など
④ 休日労働賃金など
⑤ 深夜労働賃金など
⑥ 障害手当金、通勤手当および家族手当
注3 特定（産業別）最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。

熊本労働局 (P12.12)

価格転嫁等協力要請

熊労発基 1217 第 5 号
令和 7 年 12 月 17 日

経済産業省
九州経済産業局長 殿

厚生労働省
熊本労働局長 殿

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、熊本労働局の行政施策につきまして、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、熊本県内すべての労働者に適用される熊本県（地域別）最低賃金は、令和 8 年 1 月 1 日から現行の時間額 952 円から 82 円引上げの時間額 1,034 円に改正されます。

本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で、「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であること」については、全委員が共通の認識でした。

このため、令和 7 年 9 月 22 日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです（別添参照）。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいるところです。

一方、本建議では、食局が所管されている事項に関するものがございます（記の 1（1）及び（2）並びに記の 2（1）、（2）及び（3））。

つきましては、食局におかれましては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を回すため、下記の取組を引き続き推進していただきますようお願い申し上げます。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 生産性向上等の支援策や経営支援策の活用促進のため、引き続き周知広報の徹底（記の 1（1）関係）
- 令和 7 年 9 月から拡充されたものづくり補助金等が十分活用されるよう周知の徹底及び中小企業・小規模事業者が容易に活用できるよう手続き等の負担軽減の推進（記の 1（2）関係）
- 令和 8 年 1 月 1 日から施行される「中小受託取引適正化法（下請法改正）」の周知と、同法に基づく検査や適正な対処の実施（記の 2（1）関係）
- 「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組の連携（記の 2（2）関係）
- 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底。とりわけ中小企業・小規模事業者の取引条件改善の後押しの実施（記の 2（3）関係）

熊労発基 1217 第 6 号
令和 7 年 12 月 17 日

公正取引委員会事務局
九州事務所長 殿

厚生労働省
熊本労働局長 殿

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（協力依頼）

平素より、熊本労働局の行政施策につきまして、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、熊本県内すべての労働者に適用される熊本県（地域別）最低賃金は、令和 8 年 1 月 1 日から現行の時間額 952 円から 82 円引上げの時間額 1,034 円に改正されます。

本年度の熊本地方最低賃金審議会における調査審議で、「最低賃金を引き上げていくためには、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であること」については、全委員が共通の認識でした。

このため、令和 7 年 9 月 22 日に、熊本地方最低賃金審議会から本職に対し「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について」の建議が行われたところです（別添参照）。

熊本労働局におきましては、本建議を踏まえ、県内の経済団体、労働団体等と連携し、業務改善助成金をはじめとする各種助成金、補助金、融資の受給や各種税制の活用による生産性向上等の支援、価格転嫁対策、「年収の壁」への支援などに一層取り組んでいるところです。

一方、本建議では、食局が所管されている事項に関するものがございます（記の 2（1）、（3））。

つきましては、食局におかれましては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を回すため、下記の取組を引き続き推進していただきますようお願い申し上げます。

本取組の趣旨を御理解賜りますとともに、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 令和 8 年 1 月 1 日から施行される「中小受託取引適正化法（下請法改正）」の周知と、同法に基づく検査や適正な対処の実施（記の 2（1）関係）
- 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底。とりわけ中小企業・小規模事業者の取引条件改善の後押しの実施（記の 2（3）関係）

最低賃金をテーマにした芸術作品受贈式

熊本労働局
Press Release

人吉労働基準監督署長
〔署長 吉田 裕一〕
球磨公共職業安定所長
〔所長 石原 勝幸〕
令和8年1月9日

人吉労働基準監督署 監督・安藤 謙
課長 吉峰 拓典
電話：0966-22-5151
mail：hitoyoshi-kantokusho-kantokuanmeika@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

【取材依頼】

「最低賃金をテーマにした芸術作品」の受贈式を行います

～作品を制作した球磨工業高校と人吉高校の生徒から、熊本労働局長が直接受け取ります～

「熊本県最低賃金」は、令和8年1月1日から、時額額 952 円から時額額 1,034 円に改正となりました。

人吉労働基準監督署（署長 吉田 裕一）と球磨公共職業安定所（所長 石原 勝幸）では、熊本県最低賃金の改正について管内の使用者・労働者の皆さまに広く周知するため、速達しつつ様々な取組により周知広報を行ってまいりますが、今回新たな取組として、地元の球磨工業高等学校芸術部と人吉高等学校書道部に、「最低賃金」をテーマとした作品の制作をお願いし、この際、その作品が完成したところです。

つきましては、以下のとおり受贈式を開催し、熊本労働局長（金谷 雅也）が各校の生徒から直接作品をお受けします。

熊本労働局では、今回開催していただく作品も活用しながら、熊本県最低賃金の一層の周知広報に取り組みまいります。

【受贈式の概要】

- ・日：令和8年1月13日（火）午前 10:30～11:30
- ・場 所：人吉労働基準監督署 2期 会議室
- ・出席者：
 - <高層賓客>
 - 球磨工業高等学校芸術部・人吉高等学校書道部の生徒および顧問の先生
 - <受贈者側>
 - 熊本労働局 局長、職業安定部長、労働基準部長、賃金室長
 - 人吉労働基準監督署長、球磨公共職業安定所長 他
- ・内 容：①生徒から熊本労働局長へ作品の高層へ
②受贈した作品の行先への掲示。

<取材について>

取材いただける場合は、**令和8年1月9日（金）**までに、別紙にてメールでご連絡をお願いいたします。



【制作過程】
・ポルスタッフのお盆に最低賃金の1,034円が書かれている。
・ポルスタッフの役員に建設現場、申請所等様々な働く人が描かれます。
・1,034円の上orスカートに最低賃金改定日等が記載される予定です。

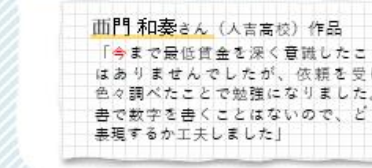
最低賃金「1,034円」 ポスターや書でPR



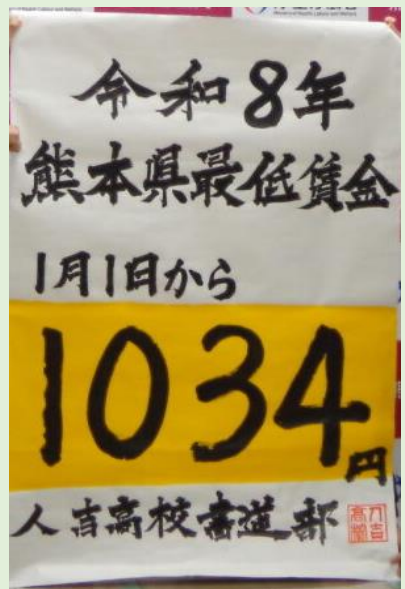
令和8年1月13日に、高校生が作成した芸術作品の受贈式が人吉労働基準監督署で行われ、生徒から直接、金谷雅也局長に手渡された。「イラストの作品はやわらかい色使いで親しみやすく、書の作品は力強く、「柔と剛」の対照的な作品でバランスが取れている」と金谷局長。作品は次回の最低賃金改正時期まで人吉労働総合庁舎1階に展示する他、管内の商業施設などに掲示を依頼し周知する予定。



財部 あまねさん（球磨工業高校）作品
「近くアルバイトを始める予定もあり、働く女性をイメージして制作しました。カフェ店員とトレーに乗った「1034」の文字でイメージを作品にしました」



西門 和奏さん（人吉高校）作品
「今まで最低賃金を深く意識してはありませんでした。依頼を受け色々調べたことで勉強になりました。書で数字を書くことはないで、どう表現するか工夫しました」



地方版政労使会議及び熊本羅針への寄稿

地方版政労使会議



熊本県中小企業家同友会の機関誌 熊本羅針への寄稿

各界からの提言

物価高に負けない 賃上げを

厚生労働省熊本労働局長
金谷 雅也

昨年11月に高市政権の新しい経済対策(「強い経済」を実現する総合経済対策)が策定されました。その中では、「賃上げ環境の整備」の一環として「今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」と最低賃金についても触れています。ご承知のとおり、本年1月から熊本県の最低賃金は1,034円に引き上げられました。今回82円引き上げたことにより東京都や大阪府といった大都市との格差は縮まりましたが、今なお大きな差があることは否定できません(東京都の最低賃金は1,226円)。

最低賃金について、中小企業の皆様からは「大幅な引き上げは厳しい」との声を頂戴することもあります。もちろん、資材高騰等の影響により企業経営が苦しい状況にあることは承知しておりますが、一方で物価高が続く中で労働者の生活が厳しい状況にあることも事実であり、政府が経済対策の中で賃上げ環境の整備について触れたのも無理からぬところです。また、大都市との格差を放置したままでは、地方から都市部への人口の流出を食い止めることはできません。県内の人手不足に対応するためにも、賃金の引き上げは避けては通れない課題であると言えます。

労働者の生活改善(賃上げ)を図りつつ企業の



1973年生まれ。京都府出身。97年東京大学法学部卒業。同年労働省(現厚生労働省)入省。13年大臣官房人事課調査官、15年消費者庁消費者相談課企画官、16年福島労働局長補佐、18年保険料社会保険審査調整室長、19年大坂労働局長補佐、21年労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部長、23年復興庁参事官を経て、25年7月より現職。

負担を軽くするため、政府では各種の助成制度を用意しています。熊本労働局ではこれら助成制度を「賃金引上げ支援パッケージ」として取りまとめ公表しています。このパッケージには国の助成制度だけでなく熊本県が実施している支援のほか相談窓口も掲載しており、事業主の皆様が活用できる制度を幅広くご紹介していますので、是非とも一度お目通しいただきたいと思います。

現在の物価高がいつまで続くのか分かりませんが、物価高が続く限りはそれを上回る賃上げが求められることになりそうです。ただ、物価高の分だけ賃上げをしても労働者の実質賃金は増えず、企業の負担だけが増えることになりかねません。そうならないようにするためには、労務費を適切に価格に転嫁することに加え、各種の助成制度の活用により生産性の向上を図ることや物価高を上回る賃上げにより労働者のモチベーションを高め、企業業績の向上につなげていくことが重要と考えます。助成金の申請の仕方等については熊本労働局のほか熊本県働き方改革推進支援センターでも受け付けておりますので、是非ともご利用ください。熊本県中小企業家同友会の皆様からご相談いただけるのを心からお待ちしております。

最低賃金に係る国・県の支援策説明会

最低賃金に関する

国・県支援策説明会（重点支援交付金活用事業）

生産性向上や事業効率化等の取組みを支援するため、熊本労働局と共同で以下のとおり開催しますので、ぜひ御参加ください！

日時	会場	型式
令和8年 3月2日(月)	14:00～ 熊本県球磨地域振興局2F大会議室 (人吉市西関下町86-1)	対面
3月4日(水)	10:00～ URL: https://kumamoto.webex.com/jump?MTID=m236d5afba5ef98d97b9b290f37319c ミーティング番号:2640 634 3947 ミーティングパスワード: saiohin0394	オンライン (Webex)
3月9日(月)	14:00～ 県北広域本部2F大会議室 (菊池市隠府1272-10)	対面
3月12日(木)	14:00～ 天草市複合施設こころす多目的室 (天草市浄南町4-15)	対面

対象 県内の中小企業・小規模事業者の皆様

当日のスケジュール ※（ ）の時間は3/4(水)の場合

14:00	～	1	開会
(10:00)		2	挨拶
14:10	～	3	国の支援策紹介（熊本労働局） ○業務改善助成金 ○キャリアアップ助成金 ○熊本働き方改革推進支援センターの業務等
(10:10)			
15:00	～	4	県の支援策紹介（熊本県） ○くまもと型応援補助金（新規） ○熊本県中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し事業補助金【第2弾】 ○2月補正予算計上予定の事業 他
(10:40)			
16:00		5	閉会
(11:40)			

申込方法

対面形式の会場での参加を希望する方は、こちらのQRコード・URLよりwebフォームにアクセスしてください。
URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/1432412>
(オンライン参加の方は申込不要です。)

【問い合わせ先】

熊本県商工労働部労働雇用創生課
労働企業班 担当：東・堤
TEL:096-333-2339 MAIL:roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

R8.3月 最低賃金に係る国・県支援策説明会

■趣旨

県内中小企業・小規模事業者の生産性向上や事業効率化、価格転嫁等の取組みを支援するため、国の経済対策を活用した県事業および国の支援策の周知を行うもの。

特に、2月から事業開始を予定している「くまもと型小規模事業者持続化補助金」に「生産性・売上向上後押し事業補助金」については、詳細を説明し活用の促進を図る。

■対象

県内中小企業・小規模事業者および商工関係団体

■開催時期・場所 ※対面形式を想定（県央のみオンライン）

対象エリア	会場	収容人数	時期
県央	県庁防災センター306会議室	—	3月4日(水)10時～
県北	県北広域本部2F大会議室	80人	3月9日(月)14時～
県南	球磨地域振興局2F大会議室	80人	3月2日(月)14時～
天草地域	天草市複合施設こころす多目的室	80人	3月12日(木)14時～

■所要時間

各会場1.5時間程度を予定（質疑応答の時間を含む）

■内容

所属	説明内容	所要時間(分)
商工振興金融課	くまもと型小規模事業者持続化補助金	10分
	生産性・売上向上後押し事業補助金	10分
労働雇用創生課	女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業	5分
	リスキリング対策応援事業	5分
産業支援課	中小企業DX推進臨時補助事業	資料のみ
商工政策課	中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業	資料のみ
熊本労働局	賃上げ支援策パッケージ	30～50分

■案内の時期・方法

開催1カ月前（2月上旬）までを目途に、商工関係団体や市町村を通じて案内を行う。


■その他

・国会の当初予算審議が遅れることが予想されるため、熊本労働局は説明可能な範囲を想定

最低賃金に関する

国・県支援策説明会（重点支援交付金活用事業）

生産性向上や事業効率化等の取組みを支援するため、熊本労働局と共同で以下のとおり開催しますので、ぜひ御参加ください！

日時		会場	型式
令和8年 3月2日(月)	14:00～	熊本県球磨地域振興局2F大会議室 (人吉市西間下町86-1)	対面
3月4日(水)	10:00～	URL: https://kumamoto.webex.com/kumamoto/j.php?MTID=m239d5a6ba5ef88df97b9bf290f37319c ミーティング番号:2640 634 3947 ミーティングパスワード: saichin0304 	オンライン (Webex)
3月9日(月)	14:00～	県北広域本部2F大会議室 (菊池市隈府1272-10)	対面
3月12日(木)	14:00～	天草市複合施設こらす多目的室 (天草市浄南町4-15)	対面

対象

県内の中小企業・小規模事業者の皆様

当日のスケジュール

※（ ）の時間は3/4（水）の場合

- | | | | |
|---------|---|---|---|
| 14:00 | ～ | 1 | 開会 |
| (10:00) | | 2 | 挨拶 |
| 14:10 | ～ | 3 | 国の支援策紹介（熊本労働局）
○業務改善助成金 ○キャリアアップ助成金
○熊本働き方改革推進支援センターの業務等 |
| (10:10) | | | |
| 15:00 | ～ | 4 | 県の支援策紹介（熊本県）
○くまもと型応援補助金（新規）
○熊本県中小・小規模事業者生産性・売上向上後押し
事業補助金【第2弾】
○2月補正予算計上予定の事業 他 |
| (10:40) | | | |
| 16:00 | | 5 | 閉会 |
| (11:40) | | | |

申込方法

対面型式の会場での参加を希望する方は、こちらのQRコード・URLよりwebフォームにアクセスしてください。

URL:<https://logoform.jp/form/x4b6/1432412>

(オンライン参加の方は申込不要です。)



【問い合わせ先】

熊本県商工労働部労働雇用創生課
労働企画班 担当：東・堤

TEL:096-333-2339 MAIL:roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

R8.3月 最低賃金に係る国・県支援策説明会

■趣旨

県内中小企業・小規模事業者の生産性向上や事業効率化、価格転嫁等の取組みを支援するため、国の経済対策を活用した県事業および国の支援策の周知を行うもの。

特に、2月から事業開始を予定している「くまもと型小規模事業者持続化補助金」と「生産性・売上げ向上後押し事業補助金」については、詳細を説明し活用の促進を図る。

■対象

県内中小企業・小規模事業者および商工関係団体

■開催時期・場所 ※対面形式を想定（県央のみオンライン）

対象エリア	会場	収容人数	時期
県央	県庁防災センター306 会議室	—	3月4日(水)10時～
県北	県北広域本部 2F 大会議室	80人	3月9日(月)14時～
県南	球磨地域振興局 2F 大会議室	80人	3月2日(月)14時～
天草地域	天草市複合施設こらす多目的室	80人	3月12日(木)14時～

■所要時間

各会場 1.5 時間程度を予定（質疑応答の時間を含む）

■内容

所属	説明内容	所要時間(分)
商工振興金融課	くまもと型小規模事業者持続化補助金	10分
	生産性・売上げ向上後押し事業補助金	10分
労働雇用創生課	女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業	5分
	リスクリング対策応援事業	5分
産業支援課	中小企業DX推進臨時補助事業	資料のみ
商工政策課	中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業	資料のみ
熊本労働局	賃上げ支援策パッケージ	30～50分

■案内の時期・方法

開催1カ月前（2月上旬）までを目途に、商工関係団体や市町村を通じて案内を行う。

■その他

・国会の当初予算審議が遅れることが予想されるため、熊本労働局は説明可能な範囲を想定

令和7年度 賃金引上げ支援施策パッケージ

支援メニュー

- ① 賃金引上げの支援策の概要
- ② 令和7年度「業務改善助成金」のご案内
- ③ 業務改善助成金の一部変更
- ④ 熊本県内事業場の業務改善助成金の活用事例
- ⑤ キャリアアップ助成金のご案内と活用事例
- ⑥ 人材開発支援助成金のご案内と活用事例



【参考】

- ・ 賃金引上げに向けた中小企業等支援策一覧
- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ・ 賃上げ促進税制を強化！
- ・ 賃金引上げ特設ページ
- ・ 熊本県の支援策
- ・ 相談窓口

(熊本働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点)



熊本労働局賃上げ施策
はこちら



厚生労働省 熊本労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.10.31)

令和8年度当初予算案 **21億円** (15億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上(※)	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

キャリアアップ助成金の ご案内



**最低賃金引き上げによる支援を
役立つ助成金で頑張る事業所を応援!!**

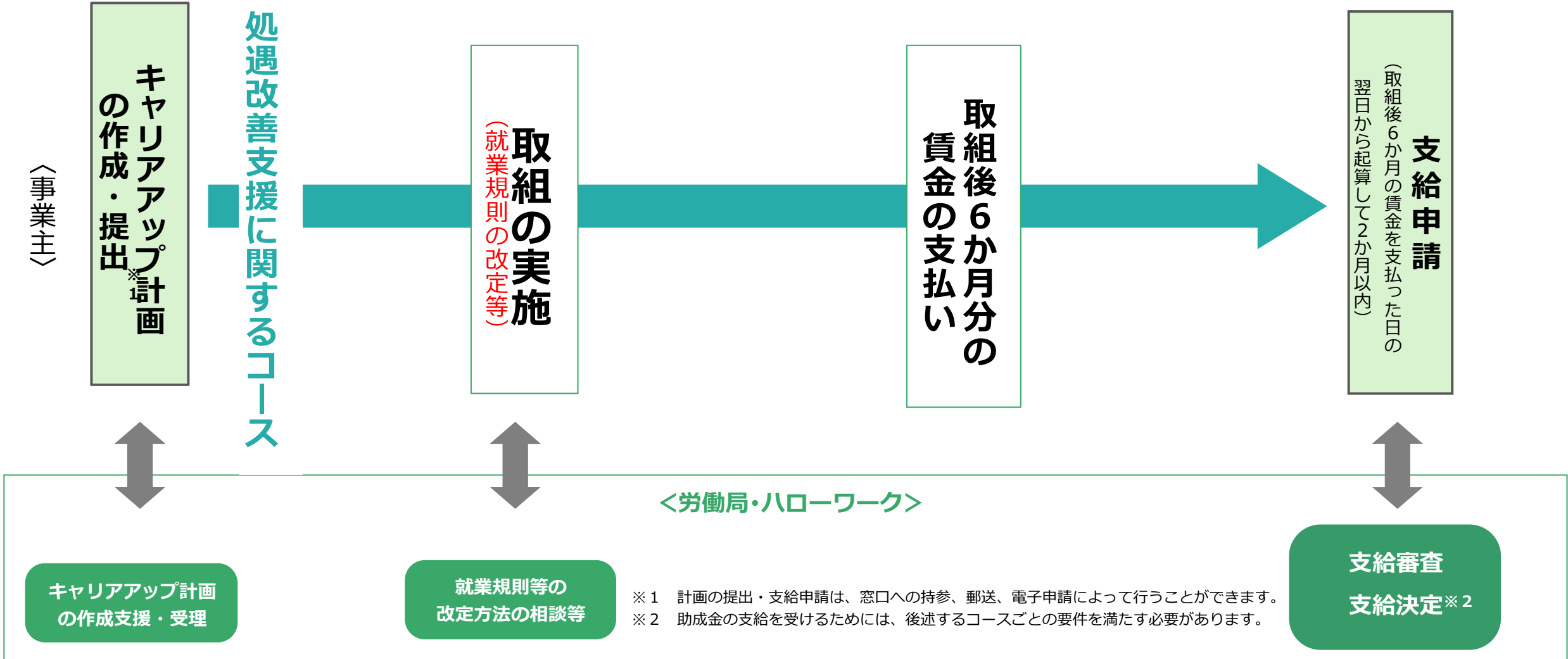
キャリアアップ助成金とは？

契約社員
パート・アルバイト
など

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、
いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進
するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対し
て助成する制度**です。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



令和8年1月1日から1,034円に改定

熊本県は過去最高となる

82円の賃金引き上げ

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

一部で取り組む場合

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が**雇用形態別**または**職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合**に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	貸金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
	中小企業		4万円	5万円	6.5万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

加算額

1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

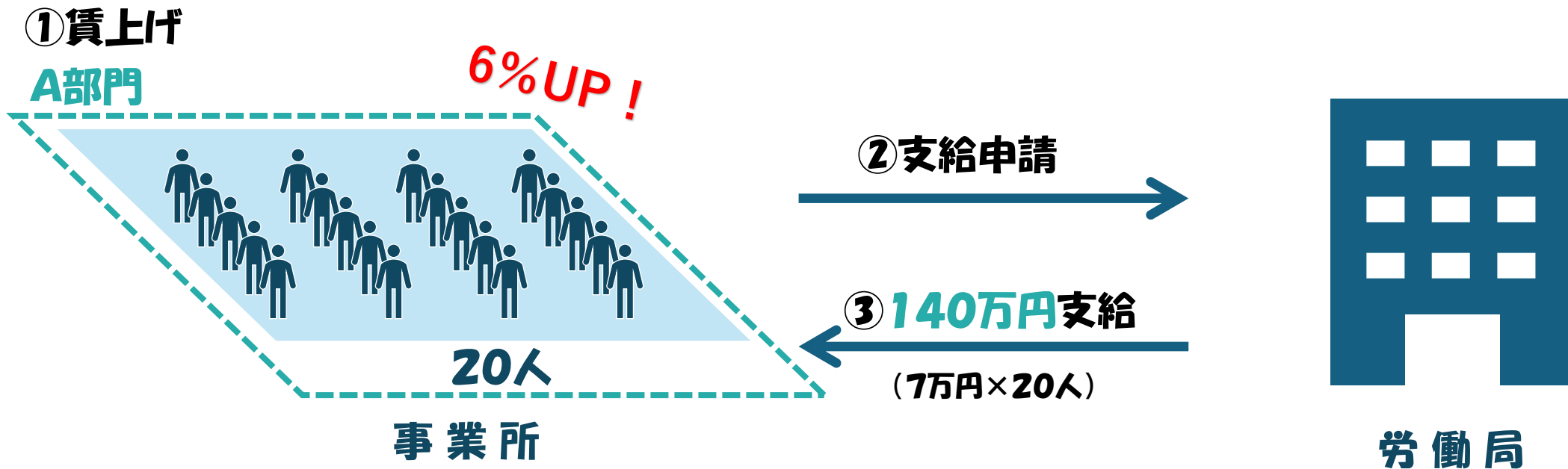
措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により貸金規定等を増額改定した場合	20万円 (大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円 (大企業15万円)

※1事業所当たり1回のみ

助成例

事務・製造など

例：中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働くパートタイマー20人^{*}の基本給を6%以上賃上げした場合



? 賃金規定とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇 のとおり定め…
賃金規定	例：第〇条（賃金） 賃金を基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（賃金） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、金額については 別表 とする。

<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給	
1	1,110円	1,150円	3%
2	1,130円	1,170円	3%
...	3%
9	1,270円	1,310円	3%
10	1,290円	1,330円	3%

 **3%以上UP!**

4 / 1 に非正規雇用労働者すべて5%以上アップする場合

令和8年1月1日施行

令和8年4月1日施行

	職種	賃上げ前			職種	賃上げ後
3等級	営業	1,300	● → 同じ等級で	3等級	営業	1,380 6%
2等級		1,250		2等級		1,320 5%
1等級		1,200		1等級		1,260 5%
3等級	事務	1,100		3等級	事務	1,160 5%
2等級		1,070		2等級		1,130 5%
1等級		1,034		1等級		1,100 6%

注意：一覧表内の等級の適用かかわらず、すべて5%以上UPされている必要あり

4/1に職種別（事務職）のみ5%以上アップする場合

令和8年1月1日施行

令和8年4月1日施行

	職種	賃上げ前
3等級	営業	1,250
2等級		1,200
1等級		1,150
3等級	事務	1,100
2等級		1,070
1等級		1,034

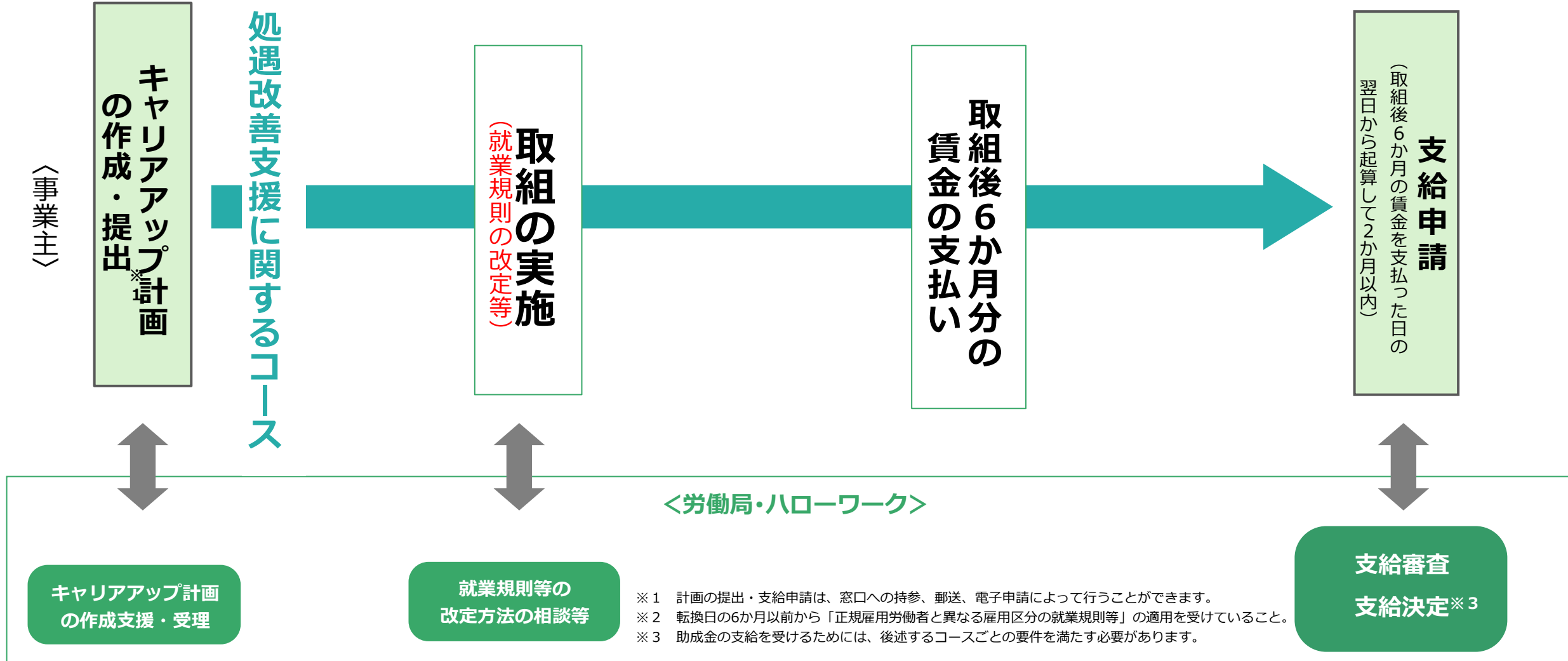
同じ等級で

	職種	賃上げ後
3等級	営業	1,300
2等級		1,250
1等級		1,200
3等級	事務	1,160 5%
2等級		1,130 5%
1等級		1,100 6%

注意：該当する等級のみ賃金アップすると上の等級の賃金の逆転現象が起きるため調整が必要。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



従業員の育成
のための

人材開発支援助成金について

【助成金の問い合わせ窓口】

熊本労働局職業対策課助成金センター

〒860-0047 熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階

TEL 096-312-0086

当助成金について、お気軽に熊本労働局助成金センターへお問合せください。
当助成金のより詳細なパンフレットや申請書類等をご案内します。

厚生労働省のホームページでより詳細な情報を掲載しています。

人材開発支援助成金

検索

又は



人材開発支援助成金（令和7年度）

訓練コース	主な要件	訓練の例
① 人材育成支援コース		
<p>人材育成訓練 職務に関連した知識や技能を習得させるための訓練を実施する場合</p> <p>認定実習併用職業訓練 有期実習型訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OFF-JT ※1 により実施される10時間以上の訓練（事業内訓練または事業外訓練） ・訓練受講中、賃金を適正に払っていること。（時間外受講の場合は時間外手当や休日手当等） ・対象経費の全額を申請事業主が負担すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に介護福祉士実務者研修を受講させる。 ・物流業者がフォークリフト運転技能講習を外部教育訓練機関において受講 ・運送会社が従業員に大型自動車免許を取得させる <p>[建設業者が建設車両等の資格取得を従業員にさせる場合、より助成率が高い建設労働者技能実習コースが該当する場合があります。お尋ねください。]</p>
② 人への投資促進コース		
<p>定額制訓練 労働時間内に、職務に関連した専門的スキルを習得するために、業務上義務づけて実施する場合</p> <p>高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 自発的職業能力開発訓練 長期教育訓練休暇制度 教育訓練短期時間勤務等制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用したオンラインでの「定額受け放題訓練」の研修サービスを利用する訓練 	<p>社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキル習得のため、定額受け放題のeラーニングを受講</p>
③ 事業展開等リスキリング支援コース		
<p>新たな分野での事業展開等のため必要となる知識や技能を習得させるための訓練（新商品や新サービスの開発、製造、販売）を実施する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・OFF-JTにより実施される訓練（訓練時間は10時間以上が必要） ・訓練受講中、賃金を適正に払っていること。（時間外受講の場合は時間外手当や休日手当等） ・対象経費の全額を申請事業主が負担すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業するために必要な訓練を受講 ・DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講

※1 OFF-JT（OFF the Job Training）とは・・・企業の事業活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる訓練

事業展開等リスクリング支援コース

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により**新たな分野に展開する**、または、**デジタル・グリーン**といった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成 または
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
- ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
- ・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
- ・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

助成率（額）

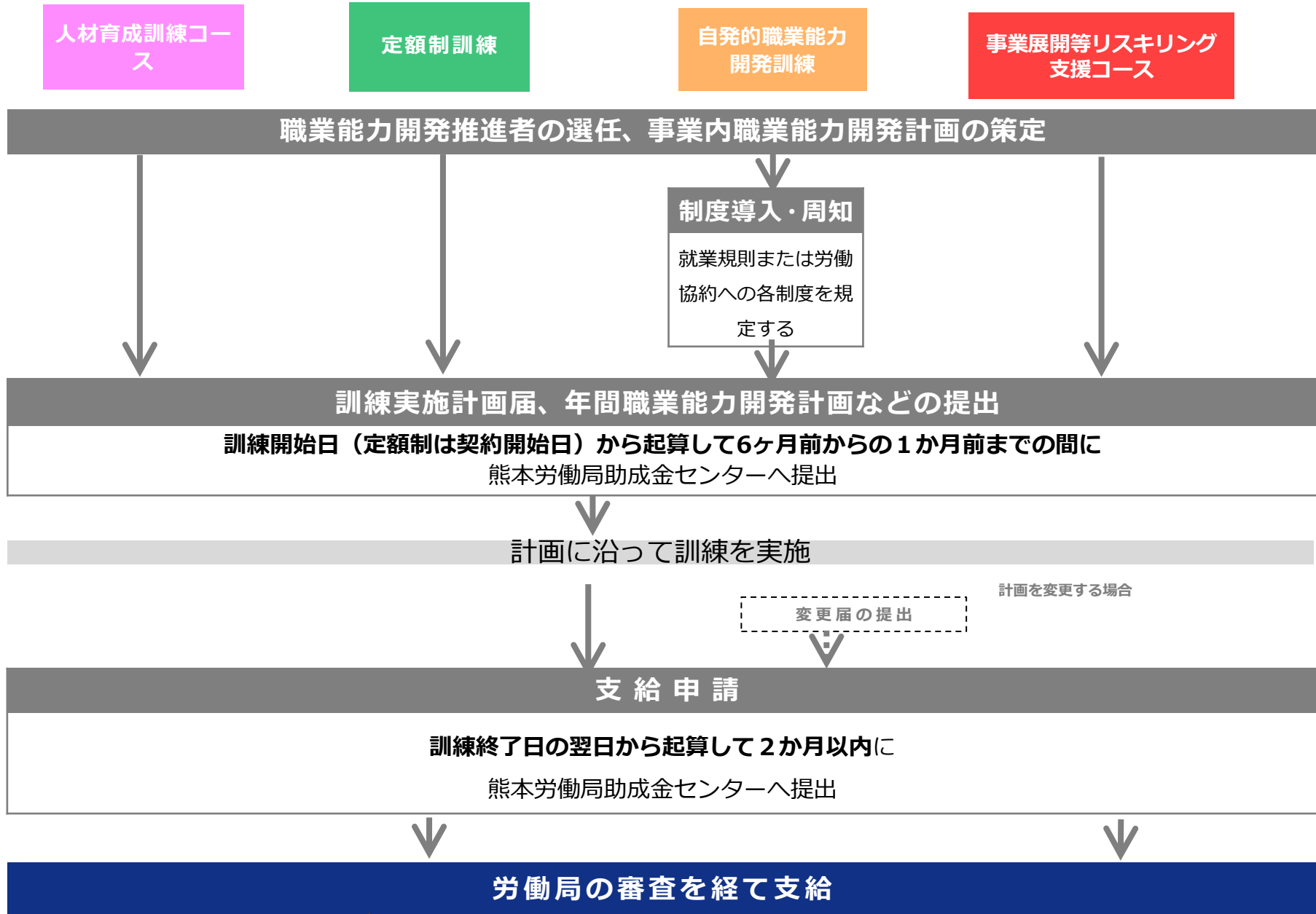
（ ）内は大企業の助成額・助成率

賃金助成は所定時間内に実施した場合に限ります。

経費助成はかかった費用に対する助成率です（上限あり）

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間 当たり)	経費助成率	対象となる経費例	対象とならない訓練例
① 人材育成支援コース				
人材育成訓練	800円 (400円)	45% (30%)	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師への謝金 施設設備の借上代 訓練に必要な教科書代 外部訓練の受講料等 	<ul style="list-style-type: none"> 直接職務に関連しない訓練（普通自動車免許講習） 社会人としての共通スキル（接遇マナー講習） 法令で義務付けられている講習
② 人への投資促進コース				
定額制訓練	—	60% (45%)	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金 初期設定費用 アカウント料 データ容量追加料金 	<ul style="list-style-type: none"> 社会人としての共通スキル（接遇マナー講習）。ただし新入社員研修や管理者研修など適切な時期に行われるものは可
自発的職業能力開発訓練	—	45%	<ul style="list-style-type: none"> 資格試験の受験料は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 独学による勉強のための書籍代は不可
③ 事業展開等リスクリング支援コース				
事業展開等リスクリング支援コース	1000円 (500円)	75% (60%)	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師への謝金 施設設備の借上代 訓練に必要な教科書代 外部訓練の受講料等 	<ul style="list-style-type: none"> 直接職務に関連しない訓練（普通自動車免許講習） 社会人としての共通スキル（接遇マナー講習） 法令で義務付けられている講習

助成金支給までの流れ



I-1 人材開発支援助成金とは

人材開発支援助成金とは、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～		
<ul style="list-style-type: none"> ・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 ・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 ・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練 ・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成） ・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	事業主	雇用保険被保険者
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 ()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1 70%※2	60% (45%) ※1 85%※2	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練※3	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		1,000円※5 (800円)	-※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスクリリング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成 ※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者 に対して 当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業（製造業）

従業員数：130名

事業内容：自動車部品製造

助成金を活用するに至った背景事情

今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となり、結果的に企業内の生産性が低下していた。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：営業職研修受け放題講座
- 訓練目標：新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業力向上のためのeラーニング訓練
- 受講料等：420,000円（1～50名まで1か月3.5万円×12月の料金）

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービス）を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外の額
<OFF-JT>
経費助成 60%(45%)

助成金の額（一人あたり）

助成金の対象となる経費

営業職研修受け放題講座：420,000円

支給額

<OFF-JT>

経費助成：252,000円

（受講料等×60%）

支給総額 252,000円

訓練の効果

- 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、個々の従業員にあった訓練を探す手間も省ける上に、複数の訓練を契約するよりも、安価な費用で抑えられた。
- 結果的に企業全体の生産性向上に繋がった。

今後の展開

訓練費用を安価な費用で抑えられたため、営業職以外の従業員向けの定額制訓練を実施することを検討し、計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

会社概要

中小企業（卸売・小売・製造業）

従業員数：12名

事業内容：酒類卸売・小売・製造業

助成金を活用するに至った背景事情

製造部門において、今まで手書きで記録をしていたが、センサーによるデジタルデータとして取得し分析の効率化を図りたいと思っていたところ、研修の案内を大学から受け費用面でも助成金を活用できると知り活用した。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

IOT技術を習得させ、製造部門の職員に製造でのデジタル活用化を図る。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：製造業のためのDXリスクリング講座
- 訓練時間：15時間
- 訓練内容：現場のデジタル化推進を目的とし、デジタル計測・自動記録等の導入のため、座学と実践を学ぶ。

助成金のコース

事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 製造業のためのDXリスクリング講座：90,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：1000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：67,500円

（受講料等（受験料を含む）×75%）

2 賃金助成：15,000円（15h×1000円）

支給総額 82,500円

訓練の効果

製造部門の職員に実務的なセンサーの作成や自動記録によるデータ収集などを受講して、今後の業務にデジタル計測を導入することができ作業の効率化を図ることができる。

今後の展開

食品の温度管理を休みの日も会社に行き確認していたが、今後は、携帯にエラー通知ができるようにし、職員の負担を軽減していきたい。

〔令和6年11月5日の主な改正内容〕

- ※ 従前から、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払がある場合は、支給対象外ですが、支給要領の改正により、申請事業主の訓練経費の負担に係る留意点として、以下の取扱いを明確化しました。

申請事業主の教育訓練機関に対する訓練経費の支払が完了しているか否かにかかわらず、申請事業主が、教育訓練機関等※1から、実施済みの訓練経費の全部又は一部につき、申請事業主の負担額の実質的な減額となる金銭の支払い（訓練経費の返金を含む。）を受けた場合や受ける予定がある場合等には、「訓練等に要した経費を支給申請までに申請事業主が全て負担」したことにはならないため、本助成金の支給対象経費には該当しません。

特に、次のケースに該当する場合、支給対象経費に該当しないものとして取扱います。

- 教育訓練機関等から申請事業主への入金額※2と助成金支給額の合計が訓練経費と同額の場合
- 教育訓練機関等から、訓練に関係する広告宣伝業務（例：訓練成果等に関するレビューや訓練を受講した感想・インタビューの実施等）の対価として金銭を受け取った場合
- 教育訓練機関等から、「研修の実施に際して費用負担がかからない」等、当該訓練を行うための負担軽減に係る提案を受け、提案の前後にかかわらず金銭を受け取った場合（営業協力費、協賛金など名目を問いません。）
- その他、訓練等に付随して教育訓練機関等と締結した契約に基づき金銭を受け取った場合

※1 教育訓練機関等には、申請事業主のために訓練等を提供する教育訓練機関だけではなく、当該教育訓練機関との関連がある者（資本等の関連のある者、代表者が同一人物である者、業務上の関係がある者、その他事業主等から教育訓練機関への訓練経費の支払いに関連して、事業主等に金銭等を提供する者）を含みます。また、法人や個人を問いません。

※2 金銭による利益提供以外に、クーポン券等の金銭的価値のあるもののほか、消費貸借契約に基づく貸付、他の支払いの相殺・免除、製品やサービスの提供その他の経済的な便宜等を受ける場合も含まれます。

！ 人材開発支援助成金の不適正な勧誘にご注意ください

- 人材開発支援助成金は、申請事業主が従業員に訓練を受講させ、**訓練経費を全て負担する**等支給要件を満たした場合に、訓練経費の一部等を助成する制度です。
- 昨今、**助成金を活用して従業員に訓練を実質無料で受けさせることができるなど**と謳い、**本来受けることができない助成金・訓練の提案・勧誘を行う訓練機関やコンサルティング会社などが存在しているという情報が寄せられています。**
- 返金を受けることなどにより、実際に申請事業主が全て訓練経費を負担していない場合は、支給要件を満たしませんので、助成金を受給することはできません。**場合によっては、不正受給を行った事業主として、事業主（企業）名や代表者名を公表します。また、悪質な場合は、捜査機関に刑事告訴を行います。**
- また、人材開発支援助成金は、企業の人材育成を支援するために、企業が支払った訓練経費の一部を助成するものです。このため、助成金を受給することにより、その企業が利益をあげることは制度の仕組み上不可能です。助成金を活用して利益をあげるなど謳った勧誘にはご注意ください。

計画的に人材育成を行う事業主を支援しています

製品やサービスの質を維持・向上させたい……
生産効率を上げたい……

それには事業を支える従業員の方々に、能力をいかんなく発揮していただくことが不可欠です。

将来にわたって活躍できる人材を育てるために、**その職務に必要な能力とは何か、いつまでにどのレベルに達してほしいか**、などの計画的な人材育成を行うことが大切です。

職業能力開発計画を通して、自社の強みを伝え、従業員の成長を願う想いは、従業員の方々や、これから就職活動を行う方々にもきっと伝わるはずです。

活用事業主の声

- この助成金のおかげで毎年新卒を採用し、教育することができています。
- 社員教育にお金をかけることはとても難しい現状であるため、積極的に活用させていただいています。
- 職員の資質向上やモチベーションアップにつながる資格取得に対し、助成金を受けられるのはありがたい。
- 制度を活用し社員を教育することで、従業員の定着率向上につながった。

人材育成への取り組みは、企業経営の安定にもつながります

人材育成への積極的な取り組みは、従業員のキャリア形成や能力アップはもちろんのこと、従業員の職場定着促進、ひいては、安定的な企業運営にもつながっていきます。
ぜひ、人材開発支援助成金を積極的にご活用ください！

一定期間について雇用する被保険者を解雇等の事業主都合により離職させた事業主以外であること、などの支給要件があります。詳しくはお問合せください。

くまもと型応援補助金

持続的な成長・発展を目指し、賃上げ原資の確保をはじめ経営課題の解決に前向きに取り組む小規模事業者に対して、次の5つの取組みに要する経費の一部を補助します ※各項目の具体的な事例は裏面をご参照ください

コスト削減

生産性向上

売上増加

付加価値訴求

人材確保

補助対象者

熊本県内に主たる事業所を有する **小規模事業者**

<小規模事業者の定義(小規模事業者支援法)>
商工業者であって、従業員数が以下のもの

製造業その他の業種	従業者20人以下
商業(卸売業・小売業)又はサービス業	従業者 5人以下
宿泊業、娯楽業	従業者20人以下

補助対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費、研修費、雑役務費等

※交付決定を受ける前に着手(発注や契約)したものは補助対象外です。

補助率

9/10

補助上限額

従業員数に応じて4段階で設定

従業員数	補助上限額
0人(従業員なし)	20万円
1~4人	50万円
5~9人	100万円
10~20人	200万円



©2010熊本県くまモン

申請期間

令和8年 **2月24日(火)** から令和8年 **9月30日(水)** まで
※予算額に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了します

申請方法・添付書類

【申請方法】

熊本県ホームページから電子申請



【添付書類】

(1) 確定申告書等

① 個人

ア) 白色申告の場合

直近の確定申告書

【第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)】

イ) 青色申告の場合

直近の確定申告書

【第一表、第二表、所得税青色申告決算書(1~4面)】

② 法人

確定申告書別表1、貸借対照表及び損益計算書

※ 決算期を一度も迎えていない場合は、開業届および売上台帳等

(2) 熊本県税に未納の税額がないことの証明書

(3) 見積書

※1件当たり税込100万円を超えるものについては2者以上

(4) 見積書の内容が分かるもの

(仕様書、カタログ、図面等)

(5) 全従業員の賃金チェックシート

審査の過程で(1)~(5)以外の書類の提出を求める場合があります

お問い合わせ先

くまもと型応援補助金事務局コールセンター
2/24(火)開設 096-274-2760

[受付時間 9:00~17:00](土曜・日曜・祝日を除く)

活 用 事 例

① コスト削減

- 省エネルギー設備の導入・更新
ただし、下記要件を満たす設備を導入すること



<業務用品>
業務用エアコン、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫又は
ショーケース、LED照明器具等、**トップランナー基準
を満たす設備**

<家電製品>
省エネ性能（多段階評価点）が★4.0以上であるもの
※県内に所在する店舗で購入するものに限る

- 外注していた業務を内製化するための機械設備等の導入
- 電気代を抑制するための外壁等塗装工事
- 人件費削減のための無人運搬車、清掃ロボット、
配膳ロボット、自動食器洗浄機の導入
- ペーパーレス化ツールの導入

など

② 生産性向上

- ITツールの導入及び設備のIoT化
- 業務効率化のための機械設備の導入、
受注管理システム・予約管理システムの導入

- 作業時間削減及び量産できる体制を構築するための
作業場の改装
- 会計業務簡素化のためのクラウド会計ソフト導入

など

【導入機械・設備の例】

- POSレジ、電子通貨対応レジ、セルフレジ、券売機、自動チェックイン機器、オーダーシステム
- 調理機器：スチームコンベクション、両面焼きグリル、自動フライヤー、食材スライサー、真空包装機
- 高速印刷機、自動紙折機、カッティングプロッター、オートラベラー、3Dプリンター
- GPS測量機、測量・撮影用ドローン



③ 売上増加

- 展示会への出展または商談会への参加
- オンライン販売、テイクアウト販売等の開始に伴う
設備の導入、ECサイトやHPの作成
- 新サービス、新メニュー導入のための機械設備等の
導入、店舗の改装
- インバウンド向け多言語看板設置や翻訳機の導入
- 免税販売管理システムの導入・改修
- 移動販売等を目的とした車の内装・改造工事、
機械設備の導入



など

④ 付加価値訴求

- SNSを活用した広告
- ロゴ、パッケージ等のデザインの刷新
- 企業イメージ向上のためのゆるキャラデザイン、
着ぐるみ製作、キャラクターグッズ製作
- 事業者PR動画の作成
- 商品、サービスの案内チラシ作成

など

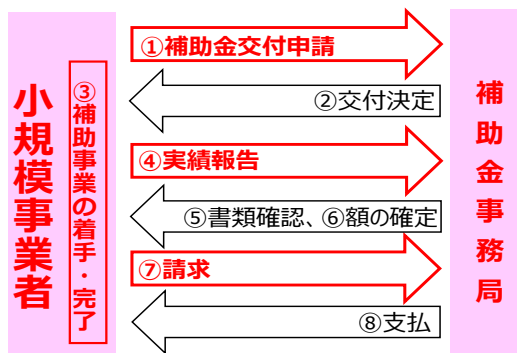


⑤ 人材確保

- 求人イベントへの参加、求人広告の掲載
- 採用ホームページ、求人チラシの作成
- 託児所設置のための改装工事
- 従業員の働きやすい環境整備のための休憩室やトイレ
等の整備
- 従業員管理のための人材データベースシステムの導入
- 従業員の能力向上のための資格取得、研修の受講 など



<補助金交付までの流れ>



補助対象経費の範囲や実績報告など詳細は
公募要領をご確認ください。

熊本県ホームページ

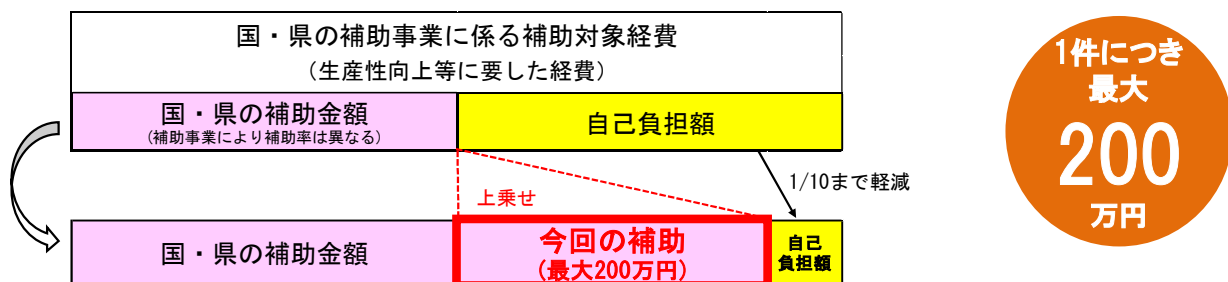


熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

生産性の向上等に取り組み、従業員の賃上げを実施した事業者の皆様を支援します

補助金の概要

国・県の補助事業に係る補助対象経費のうち、**自己負担額を1/10まで軽減**
(上乗せ補助)



$$(\text{国・県の補助事業に係る補助対象経費}) \times \text{補助率}^{\ast} = \text{補助金額}^{\ast}$$

(千円未満切り捨て)

※国・県の補助事業の種類毎に「補助率」及び「補助金額の上限」を設定 (詳細は熊本県ホームページを参照)

申請期間：令和8年2月2日(月) から 令和9年1月29日(金)[※]まで

※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

交付対象者の要件

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者等 (法人・個人) であって、次の①～③を全て満たす者

① 国・県の補助事業^{※1, 2}を活用した

- 県が指定する国・県の補助事業(裏面を参照)について、**令和6年5月23日以降に、採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること**

※1 業務改善助成金については、令和7年度事業以降のものに限る

※2 過去に本補助金の交付対象となった補助事業を除く

② 全従業員^{※3}の賃金を引き上げた

- 令和7年9月4日以降に、令和7年度の熊本県最低賃金を超える額 (時給1,035円以上) に引き上げ^{※4}していること**

※3 ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人、事業専従者及び産休・育休・介護休業・休職中の従業員等含まない

※4 既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引き上げを行った場合が対象

③ パートナースhip構築宣言を行った

- 「パートナースhip構築宣言」ポータルサイトに登録^{※5}していること**

※5 登録方法等は、同ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)を参照

申請方法

熊本県ホームページから電子申請

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/254984.html>

※申請に必要な添付書類は裏面を参照



二次元コード

問い合わせ先


後押し補助金事務局コールセンター

096-223-6801

受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

上乘せ補助の対象となる国・県の補助事業

国	熊本県	
小規模事業者持続化補助金	くもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	後継ぎ応援事業補助金	
IT導入補助金／デジタル化・AI導入補助金	[注] ここに掲げる補助事業であっても、「枠」・「コース」等によっては対象としないものがあります	
中小企業省力化投資補助金		
事業再構築補助金		
事業承継・引継ぎ補助金／事業承継・M&A補助金		
中小企業新事業進出補助金		
中小企業成長加速化補助金		
大規模成長投資補助金(中小企業者に限る)		
業務改善助成金(令和7年度事業以降のものに限る)		
		

申請に必要な添付書類

- ・申請の際は必ず「申請要領」をご確認ください
- ・審査の過程で①～⑨以外の書類の提出を求める場合があります

- ① 国・県の補助事業に係る「採択日」がわかる資料
 - 採択通知書または採択者一覧など
 - ② 国・県の補助事業に係る「交付確定通知書」
 - ③ 国・県の補助事業に係る「最終的な補助対象経費」がわかる資料
 - 実績報告詳細（Jグランツ上）や経費明細表など
 - ④ 引き上げ**前**の「貸金台帳」の写し（全従業員分）
 - ⑤ 引き上げ**後**の「貸金台帳」の写し（全従業員分）
- ④と⑤は連続する
2か月
- ⑥ 振込先口座の「通帳」の写し
 - 口座名義（カナ）が分かる見開き部分
 - ⑦ 貸金引上げセルフチェックシート ※貸金の支払い形態が「時給」以外の場合のみ
 - 様式は熊本県ホームページに掲載あり
 - ⑧ パートナーシップ構築宣言
 - ⑨ 本人確認書類 ※個人事業主の場合のみ
 - 運転免許証（両面）など

女性・高齢者の活躍に向けた就労応援事業

【賃上げ環境の整備】

予算額 163,216千円※全額国庫（重点交付金）充当

【問い合わせ】労働雇用創生課 096-333-2341

roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

○本県における人手不足の解消とともに、女性や高齢者など性別・年齢にかかわらず活躍できる社会の実現のため、個々の事情に応じた勤務が可能となる職場づくりが必要。

○そのため、職場環境の改善や短時間・短期間勤務など、女性や高齢者を中心に従業員の多様な働き方を推進し、具体的な取組みを行う中小企業等を支援する。

<現状・課題>

【現状（課題）】

○賃上げや物価高騰により、従来の雇用では経営が困難となる中小企業等が増える可能性がある。

○更なる生産性向上、人材確保のため、個々の事情に応じた“多様な働き方”の推進が求められている。

○とりわけ、女性の社会進出は進んできたものの、職種によっては職場の環境整備が行き届いていない場合がある。

【課題解決の対応策】

中小企業等における“多様な働き方”の推進に資する以下の取組みに対して支援を行う。

①女性が働きやすい職場環境（事業所内の施設・設備）の整備

②短期間・短時間雇用のための環境整備

a. スポットワークの求人における仕組みの構築

b. 短時間正社員制度の導入と実際の運用

<期待される効果>

・女性労働者の確保、定着

・女性や高齢者等の新たな労働力の確保、活躍の促進

<事業概要>

①女性が働きやすい職場環境整備支援事業

事業費：42,216千円

対象：一定の賃上げを実施した中小企業等（個人事業主を含む）

事業内容：事業所内の女性専用施設・設備の整備

補助率：3/4(上限200万円)

②短期間・短時間雇用導入支援事業

事業費：121,000千円

対象：中小企業等（個人事業主を含む）

事業内容：a. スポットワーク仲介サービスを利用した際に支払う仲介手数料の一部を補助する

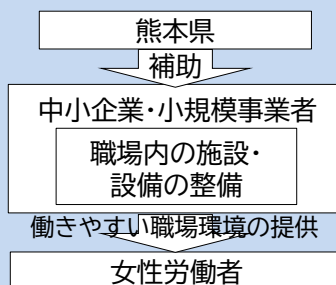
b. 「短時間正社員制度」の新設及び短時間正社員への転換等※を行った事業者に対して助成等を行う ※国の助成制度の対象外のケース

補助率：a. 3/4(上限30万円)

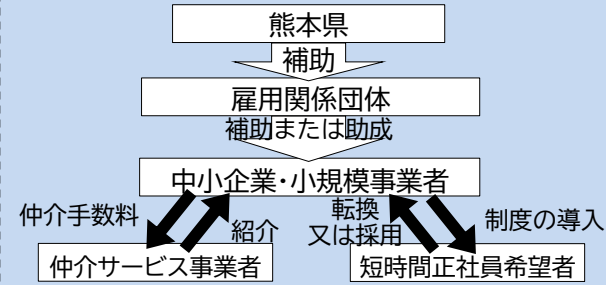
b. 制度新設 3/4(上限10万円)、転換等一人10万円(上限30万円)

<イメージ図>

①女性が働きやすい職場環境整備支援事業



②短期間・短時間雇用導入支援事業



リスキリング応援事業

【中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資】

予算額 78,255千円※全額国庫（重点交付金）充当

【問い合わせ】労働雇用創生課 096-333-2344

roukosousei@pref.kumamoto.lg.jp

- 県内の中小企業等が生産性向上のために研修実施機関等が提供する研修等を活用した**従業員の人材育成**の取組みを支援する。
- 従業員の能力開発を通じて、**業務の効率化や新たな価値創造**など、企業における**生産性の向上**や**売上げの向上**につなげる。
- 育児休業を取得している従業員が、隙間時間を活用して自らの希望でスキルアップに取り組み、**職場復帰への不安を軽減し、育児と仕事の両立を実現**することにより、**離職を防ぐ**とともに、**企業で活躍できる人材育成**への取組みを支援する。

<現状・課題等>

【現状（課題）】

- 中小企業等は地域経済の基盤であり、支援が不足した場合、企業の生産性の低下により、地域全体の雇用や活力の低下が懸念される。
- 変化の激しい時代において企業が持続的に成長するためには、**新たな技術や知識の習得、DX化や生成AI活用**など、従業員の能力開発が**必要不可欠**である。
- 育児休業中の従業員が、**職場復帰への不安**や**復帰後の育児と仕事の両立への不安**など、多くの不安を抱えている。
- 従業員の能力開発や育休中のスキルアップのために研修機関の研修等を活用する場合、受講料などの企業費用負担が生じる。

【課題解決の対応策】

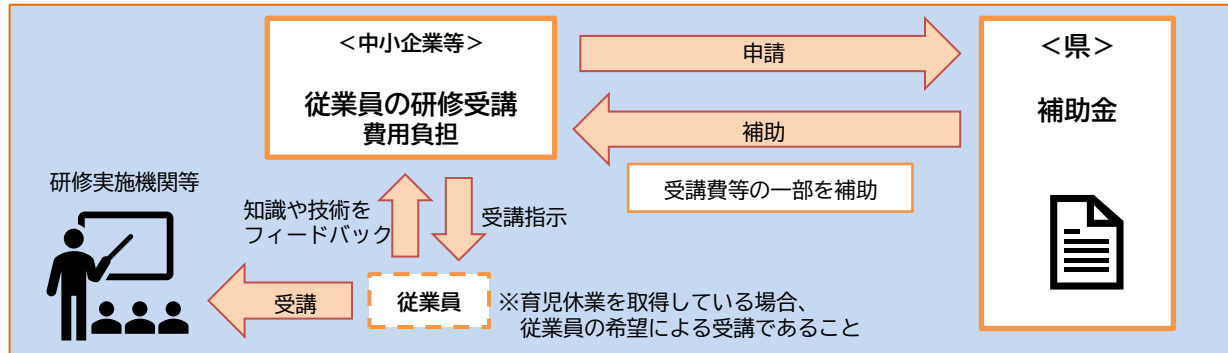
- 業務に必要な知識や技術等の習得、その知識や技術等を企業にフィードバックするために、従業員の研修受講に要した費用の一部を補助する。

<事業概要>

- 事業費
78,255千円
- 補助対象
県内の中小企業等が、研修機関等が実施する研修等を従業員に受講させた場合に必要な経費（受講料等） ※国の人材開発支援助成金の支給対象外となる10時間未満の研修等
- 負担割合
県3/4 事業主1/4

・従業員の受講：1社あたり上限50万円
・育休中の受講：1社あたり上限15万円

<事業の流れ>



<期待される効果>

従業員の能力開発を通じた人材育成は、**従業員の成長とキャリアの形成**につながるとともに、**企業の業務効率化や新たな価値創造**など、**生産性向上**や**売上げ向上**につながり、**地域経済の活性化**が期待できる。

中小企業DX推進臨時補助事業

熊本県商工労働部
産業支援課

事業概要

物価高が継続する中、継続的・安定的な賃上げ環境の整備を図る県内中小企業を対象に生産性向上と業績改善を支援するため、DXに向けた生産現場のデジタル化に必要な機器の整備に対し助成します。

1 補助対象事業

生産性向上や製品・サービスの高付加価値化などを目的として補助事業者が行う、AI、IoT、RPA、クラウドサービス等のデジタル技術導入のための機器等の整備を行う事業。

2 補助対象者

主な要件は以下のとおり。

- ・ 県内に工場・事務所を有する中小企業
※中小企業の定義は中小企業基本法に則ります。
- ・ 令和5年4月1日以降に「従業員一人当たりの所定内賃金」を引き上げていること。

3 補助率・補助金額

補助率 2 / 3 以内
補助上限額 500万円
補助下限額 50万円（ただし最近の決算期における営業利益額が前期に比し10%以上減少している企業は下限額10万円）

4 補助対象経費

機器等整備費（デジタル技術を活用した機器の購入、改良及び備え付け等に必要な費用など）、事業経費（IT企業への技術コンサルタント料など）、その他機器等整備において必要な経費 ※単なる生産設備の購入は対象外

5 募集期間

未定

中小企業等価格転嫁力・交渉力強化支援事業 **新**

予算額8.8百万円

【問い合わせ】商工政策課 096-333-2313

shoukouseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

- 物価高が続く中、労務費を含むコストの上昇分を適切に価格転嫁し、事業者の賃上げの原資獲得につなげ、賃金と物価の好循環をもたらすことで、賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させる必要がある
- 特に来年から本県の最低賃金は現行の952円から全国最大の82円引上げとなる1,034円となることが決定。中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という）の経営はこれまで以上に圧迫される可能性がある
- 商工団体が実施する事業者向けの価格転嫁に関する講習会の開催や専門家派遣などを支援することで、適切な価格転嫁の更なる推進と中小企業等の経営基盤の強化を図る

<現状・課題>

○為替は円安基調で推移し輸入物価指数も高い状況にある等、外的な要因による物価高が続いている。

○また、最低賃金の大幅上昇等、労務費を含むコストは増加傾向にあり、事業者の経営は圧迫される状況にある。

○コスト上昇の影響を緩和するには、激変緩和的な措置だけではなく、適切な価格転嫁を恒久的にできる環境の整備を一層推進していく必要がある。

○商工団体の調査では、県内事業者が「十分に価格転嫁できている」と回答した割合は5%にとどまるとともに、「価格転嫁はできたが、不十分である」との回答が7割を占め、事業者の経営を圧迫している状況は続いている。

○価格転嫁の推進に向けた取組みを支援することで、**中小企業等の経営基盤の強化と持続的な賃上げの実現を図る**

<事業概要>

○全体事業費：8.8百万円

○事業内容：

商工団体が実施する価格転嫁の推進に向けた次の取組みに必要な経費を補助

(1) 事業者向けの価格転嫁講習会の開催

(2) 中小企業等を対象とした専門家派遣

(3) 商工団体の経営指導員など支援機関担当者向けの研修会の開催

○負担割合：県10/10

重点支援交付金

○事業主体：商工団体

○事業期間：令和7～8年度

<イメージ図>

